

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会
(第33回、平成27年度第4回)

参 考 資 料

参考資料1 資料編（未定稿）

参考資料2 用語解説（未定稿）

参考資料3 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）（案）に係る
前回懇話会（9月4日）資料からの主な変更箇所

参考資料4 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）（中間案）

(未定稿)

資 料 編

- 1 人権関係年表
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 3 世界人権宣言
- 4 京都府人権教育・啓発推進本部概念図
- 5 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）策定経過
- 6 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会委員

1 人権関係年表

(凡例 ◎：国際的な動き、○：国の動き、●：京都府の動き)

【人権全般】

年	西暦	主な動き
昭22	1947	○「日本国憲法」施行 ○「教育基本法」施行
昭23	1948	◎「世界人権宣言」採択
昭54	1979	○「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」批准（1966年採択） ○「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」批准（1966年採択）
平6	1994	◎国連「人権高等弁務官」設置 ◎「人権教育のための国連10年」決議 ◎「人権教育のための国連10年(1995年～2004年)行動計画」策定
平7	1995	○「人権教育のための国連10年推進本部」設置
平9	1997	○「人権の擁護に関する施策を推進するための法律（人権擁護施策推進法）」施行 ○「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
平11	1999	○「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准(1984年採択) ●「人権教育のための国連10年京都府行動計画」策定
平12	2000	○「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」施行
平14	2002	○「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
平16	2004	◎「人権教育のための世界計画」決議
平17	2005	◎「人権教育のための世界計画」の「第1フェーズ行動計画(2005年～2009年)」開始 ●「新京都府人権教育・啓発推進計画」策定
平18	2006	◎国連「人権理事会」設置
平22	2010	◎「人権教育のための世界計画」の「第2フェーズ行動計画(2010年～2014年)」開始
平23	2011	○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加
平27	2015	◎「人権教育のための世界計画」の「第3フェーズ行動計画(2015年～2019年)」開始

【同和問題】

年	西暦	主な動き
昭27	1952	●「同和教育基本方針（試案）」策定
昭38	1963	●「同和教育の基本方針」策定
昭40	1965	○同和对策審議会答申 ※ 同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めた。
昭44	1969	○「同和对策事業特別措置法」施行（～昭57）

		※ 京都府では法が失効するまでの33年間、特別法による対策事業を実施
昭56	1981	○「地域改善対策特別措置法」施行（～昭62）
昭62	1987	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行（～平14）
平8	1996	○地域改善対策協議会の意見具申
平14	2002	○「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効

【女性】

年	西暦	主な動き
昭52	1977	○「国内行動計画」策定
昭60	1985	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約（女性差別撤廃条約）」 批准(1979年採択)
昭61	1986	○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会 均等法）」施行
平元	1989	●「男女平等と共同参加の21世紀をめざす京都府行動計画（KYOのあけぼのプラン）」策定
平7	1995	◎第4回世界女性会議において「北京宣言」が採択 ※ 同宣言において「女性の権利は人権である」と謳われる ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（改正育児・ 介護休業法）」施行。
平8	1996	●「京都府女性総合センター」開設
平9	1997	○改正「男女雇用機会均等法」施行
平11	1999	○「男女共同参画社会基本法」施行
平12	2000	○「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」 制定
平13	2001	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」 制定 ●「新KYOのあけぼのプランー京都府男女共同参画計画」策定
平16	2004	○改正「DV防止法」施行 ●「京都府男女共同参画推進条例」施行
平17	2005	○「第2次男女共同参画基本計画」策定
平18	2007	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定
平19	2007	●「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定 ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定
平20	2008	○改正「DV防止法」施行
平21	2009	●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画」改定
平22	2010	●京都雇用創出活力会議「京都仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」 策定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定
平23	2011	●「KYOのあけぼのプラン（第3次）」策定
平25	2013	○改正「ストーカー規制法」施行 ●京都雇用創出活力会議「京都仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画（第 2次）」策定
平26	2014	○改正「DV防止法」施行 ●「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第3次）」策定

【子ども】

年	西暦	主な動き
昭23	1948	○「児童福祉法」施行
昭26	1951	○「児童憲章」発表
平3	1991	●「京都府青少年プラン」策定
平6	1994	○「児童の権利に関する国際条約（子どもの権利条約）」批准(1989年採択)
平8	1996	●「京都府子育て支援計画～きょうと未来っ子21プラン」策定（～平17） ※ 子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会を目指して施策を推進
平11	1999	○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行
平12	2000	○「児童虐待防止法」施行
平13	2001	●「京都府子育て支援計画後期実施計画」策定（～平17） ※ 少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の課題を踏まえ、子育て力の向上や児童虐待防止等の新たな対応と施策の充実を図るため、地域子育て支援センター、児童虐待防止市町村ネットワークや放課後児童クラブの設置など14施策に数値目標を設定 ●「新京都府青少年プラン」策定（～平22）
平15	2003	○「出会い系サイト規制法」施行
平16	2004	○改正「児童虐待防止法」施行
平20	2008	○改正「児童虐待防止法」施行 ○改正「出会い系サイト規制法」施行
平21	2009	○「青少年インターネット環境整備法」施行
平22	2010	○「子ども・若者育成支援推進法」施行
平23	2011	●「青少年すこやか育成プラン」策定 ●「京都府児童ポルノの規制等に関する条例」 制定 ※法の改正を踏まえ、平成27年に条例廃止予定
平25	2013	○「いじめ防止対策推進法」 制定
平26	2014	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」批准(1980年採択) ○「子どもの貧困対策法」施行 ○法改正により「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 制定 ●「京都府いじめ防止基本方針」策定
平27	2015	●「京都府子どもの貧困対策推進計画」策定

【高齢者】

年	西暦	主な動き
平7	1995	○「高齢社会対策基本法」施行 ●「京都府福祉のまちづくり条例」施行
平10	1998	○改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」施行
平12	2000	○介護保険制度開始 ●第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画～きょうと高齢者あんしん21プラン～」策定
平15	2003	●「第3次京都府高齢者保健福祉計画～きょうと高齢者あんしん21プラン～」策定

平18	2006	○「高齢者虐待防止法」施行 ○改正「高齢者雇用安定法」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 ●「第4次京都府高齢者保健福祉計画」策定
平19	2007	○改正「雇用対策法」施行 ※ 募集・採用に係る年齢制限の禁止の義務化
平21	2009	●「第5次京都府高齢者健康福祉計画」策定
平24	2012	●「第6次京都府高齢者健康福祉計画」策定
平25	2013	○改正「高齢者雇用安定法」施行 ○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
平27	2015	●「第7次京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕」策定

【障害のある人】

年	西暦	主な動き
昭45	1970	○「障害者基本法」施行
昭56	1981	◎「国際障害者年」
昭57	1982	●「京都府国際障害者年長期事業計画」策定
昭62	1987	○「障害者雇用促進法」施行
平5	1993	○「障害者対策に関する新長期計画」策定 ○「障害者基本法」施行
平6	1994	○「ハートビル法」施行
平7	1995	○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 ○「障害者プラン」（ノーマライゼーション7か年戦略）策定 ●「京都府福祉のまちづくり条例」施行 ●「京都府障害者基本計画・ひとりだち～京都から～21プラン」策定
平10	1998	○改正「障害者雇用促進法」施行
平12	2000	○「交通バリアフリー法」施行 ●「京都府障害者基本計画後期実施計画」策定 ※ 今後なお重点的に実施すべき課題に対応するため、基本計画を見直し
平14	2002	○「身体障害者補助犬法」施行
平16	2004	○改正「障害者基本法」施行
平17	2005	○「発達障害者支援法」施行 ●「京都府障害者基本計画・キラリ☆21－それぞれの明日、京都から」策定
平18	2006	◎「障害者権利条約」採択※2008年に発効 ○「障害者自立支援法」施行 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
平19	2007	○「障害者権利条約」に署名
平23	2011	○改正「障害者基本法」施行
平24	2012	○「障害者虐待防止法」施行
平25	2013	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行 ○改正「障害者雇用促進法」施行 ○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行

		○「第3次障害者基本計画」策定 ○「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
平25	2013	○「障害者総合支援法」施行
平26	2014	○「障害者権利条約」批准
平27	2015	●「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」施行 ●「第3期京都府障害者基本計画」策定
平28	2016	○「障害者差別解消法」施行

【外国人】

年	西暦	主な動き
昭57	1982	○「難民の地位に関する条約」批准(1951年採択)
平7	1995	●「京都府国際化プラン」策定
平8	1996	○「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」批准(1987年採択)
平19	2007	●「外国人児童生徒に関する指導の指針」策定
平20	2008	●「京都府外国籍府民共生施策懇談会」設置
平21	2009	●「明日の国際交流推進プラン」策定
平23	2011	●「明日の国際交流推進プラン」改定策定

【感染症・ハンセン病・難病患者等】

年	西暦	主な動き
昭28	1953	○「らい予防法」 制定 ※ 施設入所を強制する隔離政策が実施
平8	1996	○「らい予防法」廃止
平11	1999	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
平13	2001	○「らい予防法」のもとに国が行ったハンセン病患者・元患者に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断 ○「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
平21	2009	○「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」施行
平25	2013	○「障害者総合支援法」施行 ※ 法が対象とする「障害者」に難病等を規定

【犯罪被害者等】

年	西暦	主な動き
昭56	1981	○「犯罪被害者給付金支給法」施行
平8	1996	○「警察庁において「犯罪被害者対策要綱」策定 ●「京都府警察被害者対策要綱」策定
平16	2004	○「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」施行
平17	2005	○「犯罪被害者等基本法」施行

		○「犯罪被害者等基本計画」閣議決定 ●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」及び同アクションプラン策定
平22	2010	●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」及び同アクションプラン改定
平23	2011	○「第二次犯罪被害者等基本計画」閣議決定 ●「被害者支援総合プラン「京の絆」」策定
平26	2014	●「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定 ●「京都府犯罪防御アクションプラン」策定

【さまざまな人権問題】

年	西暦	主な動き
平9	1997	○「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行
平14	2002	○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
平15	2003	○「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行
平16	2004	●「京都府ホームレスの自立の支援等実施計画」策定 ○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※ 性別適合手術を受け、一定の条件を満たす場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった。
平18	2006	○「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
平19	2007	○「探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）」施行
平20	2008	○改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※ 性別変更の条件を緩和
平23	2011	○「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 ※ 「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加
平24	2012	○「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」延長
平27	2015	○「生活困窮者自立支援法」施行

【社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題】

年	西暦	主な動き
昭22	1947	○「労働基準法」施行
平8	1996	●「京都府個人情報保護条例」 制定 ※ 府民の個人情報に関する権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いを規定
平14	2002	○「プロバイダ責任制限法」施行
平15	2003	○「個人情報の保護に関する法律」（一部）施行
平16	2004	●「京都府個人情報保護条例」改正 ※ 職員に対する罰則などを盛り込み、一層の取扱いの適正化を図るため改正
平17	2005	○「個人情報の保護に関する法律」（全面）施行 ※ 個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を規定
平18	2006	○「自殺対策基本法」施行
平21	2009	●「京都府自殺ストップセンター」開設
平26	2014	○「過労死等防止対策推進法」施行
平27	2015	●「京都府自殺対策に関する条例」施行

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点に格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にすべきであること。
右決議する。

参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。
右決議する。

3 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言

に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な

裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴求を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべてのは、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべてのは、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべてのは、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ

有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否を問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

4 京都府人権教育・啓発推進計画推進本部（概念図）

	構成等	役割								
本部長	京都府知事	推進本部の統括								
推進機関	京都府人権啓発調整会議委員会構成員 及び警察本部長 (京都府人権啓発調整会議委員会) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>委員長</td> <td>担当副知事</td> </tr> <tr> <td>特別委員</td> <td>副知事、教育長</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>府民生活部長、人権啓発推進室長、教育次長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>関係部長等（＊１）</td> </tr> </table>	委員長	担当副知事	特別委員	副知事、教育長	副委員長	府民生活部長、人権啓発推進室長、教育次長	委員	関係部長等（＊１）	計画の推進 及び フォローアップ
委員長	担当副知事									
特別委員	副知事、教育長									
副委員長	府民生活部長、人権啓発推進室長、教育次長									
委員	関係部長等（＊１）									
補助機関	京都府人権啓発調整会議幹事会構成員 及び警察本部警務部教養課長 (京都府人権啓発調整会議幹事会) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>幹事</td> <td>関係部副部長等（＊２）</td> </tr> </table>	幹事	関係部副部長等（＊２）	計画の推進 及び フォローアップの検討						
幹事	関係部副部長等（＊２）									
庶務 (事務局)	府民生活部人権啓発推進室									

（＊１）関係部長等

企画理事、広域振興局長、危機管理監、知事室長、職員長、会計管理者、総務部長、政策企画部長、文化スポーツ部長、環境部長、健康福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、建設交通部長

（＊２）関係部副部長等

総務部副部長、政策企画部副部長、府民生活部副部長、文化スポーツ部副部長、環境部副部長、健康福祉部高齢社会対策監、商工労働観光部雇用政策監、商工労働観光部副部長、農林水産部副部長、建設交通部副部長、広域振興局企画総務部長、教育庁教育企画監

5 京都市人権教育・啓発推進計画（第2次）策定経過

年 月 日	事 項
2015年(平成27年) 6月16日	第30回 京都市人権教育・啓発施策推進懇話会 (計画の基本的な考え方等)
8月6日	第31回 京都市人権教育・啓発施策推進懇話会 (素案)
9月4日	第32回 京都市人権教育・啓発施策推進懇話会 (中間案)
10月7日～30日	中間案に対する府民意見 (パブリックコメント) 募集
11月17日	第33回 京都市人権教育・啓発施策推進懇話会 (最終案)
12月 日	京都市人権教育・啓発推進計画 (第2次) の策定

6 京都市人権教育・啓発施策推進懇話会委員 (2015年(平成27年)11月現在)

(敬称略；五十音順)

氏 名	所 属 等
あまべ あや 海士部 綾	元京都市人権啓発学生サポーター
◎ あんどう にすけ 安藤 仁介	公益財団法人世界人権問題研究センター 所長
いしづ ともあき 石津 友啓	京都経営者協会 専務理事
○ いとう えつこ 伊藤 悦子	国立大学法人京都教育大学教育学部 教授
かん よんじゃ 康 玲子	京都光華高等学校 非常勤講師
くわばら ひとみ 桑原 仁美	一般社団法人京都市医師会 理事
しらはま てつろう 白浜 徹朗	弁護士法人白浜法律事務所 代表社員弁護士
とくら よしかず 十倉 良一	株式会社京都新聞社 論説委員
とのむら まき 外村 まき	特定非営利活動法人チャイルドライン京都 理事長
なかにし まきや 中西 昌哉	社会福祉法人世光福祉会ベテスダの家 所長
もり けんじ 森 建史	日本労働組合総連合会京都市連合会 副会長

◎：座長 ○：副座長

用語解説（未定稿）

世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年(昭和54年)6月に批准している。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

1989年(平成元年)11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年(平成6年)4月に批准している。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

1979年(昭和54年)12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。我が国は、1985年(昭和60年)6月に批准している。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年(昭和40年)12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。我が国は、1995年(平成7年)12月に批准している。

国連人権高等弁務官

1994年(平成6年)創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

国連人権理事会

人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として、2006年(平成18年)に、従来の人権委員会に替えて新たに設置された。

人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間に「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められました。これを受けて、国においては、1995年(平成7年)12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画を策定。

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

2006年(平成18年)12月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。我が国は、2014年(平成26年)1月に批准している。

人権教育のための世界計画

2004年(平成16年)の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ(段階)ごとに特定の領域に焦点化した行動計画を策定している。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年(昭和50年)。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となる国連が提唱した年。1979年(昭和54年)。

国際障害者年

障害者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1981年(昭和56年)。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1990年(平成2年)。「2000年(平成12年)までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年(昭和40年)8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

国連自由権規約委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」(自由権規約、国際人権B規約)の各締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。規約人権委員会ともいう。

人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)

1997年(平成9年)に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年(平成11年)7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年(平成13年)5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年(平成12年)12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年(平成14年)3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律(施行は一部の附則を除き2015年(平成28年)4月1日)。

いじめ防止対策推進法

2011年(平成23年)に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年(平成25年)9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務が規定された。

子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

人権教育のための国連10年京都府行動計画

人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、京都府が1999年(平成11年)3月に、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針として策定した計画。この計画に基づき、知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策で積極的な取組を推進。

新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取り組を進めるための基本的指針として、2005 年(平成 17 年)1 月に策定した計画。

2001 年(平成 13 年)調査

京都府が実施した『「人権教育のための国連 10 年京都府行動計画」に関する調査』。

(公財) 世界人権問題研究センター

1994 年(平成 6 年)に、人権問題について広く世界的視野に立った総合的な調査、研究を行い、人権問題に係る学術・研究の発信と振興を図ることを目的に、京都府・京都市・京都商工会議所により京都市内に設立された文部科学省認可の研究機関。

世界人権宣言 65 周年京都アピール

2013 年(平成 25 年)11 月、世界人権宣言 65 周年記念京都人権啓発フェスティバルにおいて、京都府知事、京都市長、京都地方法務局長、(公財)世界人権問題研究センター理事長の 4 者により、世界人権宣言の精神と意義を再確認するとともに、人権尊重の理念を改めて幅広く訴えかけることを目的として発表されたアピール。

「明日の京都」

2011 年(平成 23 年)1 月に「だれもがしあわせを実感できる希望の京都」をめざして策定された京都府の行政運営の指針で、基本理念・原則となる条例、長期ビジョン、中期計画、地域振興計画を 4 つから構成されている。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能できるようにデザインすることをいう。この言葉や考え方は、1980 年代にノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の 7 つの原則が提唱されている。① 誰にでも使用でき入手可能(公平性)、② 柔軟に使用できる(自由度)、③ 使い方が容易にわかる(単純性)、④ 使い手に必要な情報が容易にわかる(わかりやすさ)、⑤ 間違えても重大な結果にならない(安全性)、⑥ 少ない労力で効率的に、楽に使える(省体力)、⑦ アプローチし、使用するのに適切な広さがある(スペースの確保)。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第 4 条や自由権規約第 20 条では、こうした差別煽動を禁止しているが、確立した概念としてのヘイトスピーチの定義は条約・法律上なされていない。

ヘイトスピーチとされる行為の代表的なものとしては、2009 年(平成 21 年 12 月)に京都朝鮮第一初級学校(当時)に対して行われた示威活動があり、その民事訴訟において、当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011 年(平成 23 年)1 月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

同和対策事業特別措置法

1969 年(昭和 44 年)に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

戸籍謄本等不正取得事件

京都府では 2003 年(平成 15 年)に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005 年(平成 17 年)以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

土地調査問題

平成 19 年に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査(※)」で、差別につながる調査、報告(同和地区等を「不人気地域」と表現する等)が行われていたことが判明。こうした調査は、京阪神を中心に長く続けられていたことがわかっている。

※不動産取引における土地調査

不動産会社がマンション開発等を行う際に、候補地周辺のマンションの需給動向や価格帯、地域特性(地域の評価、イメージ)などの情報を入手し、需要と採算性を見極めるために行う調査のこと。

地域改善対策協議会（略称：地对協）

1982年(昭和57年)3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年(昭和59年)6月、「今後における啓発活動について」、1986年(昭和61年)12月「今後における地域改善対策について」、1991年(平成3年)12月「今後の地域改善対策について」、1996年(平成8年)5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

具体的には、【経済分野】労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、【教育分野】識字率、初等、中等、高等教育の各在学率、【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命、【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出されている。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

京都府男女共同参画推進条例では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)と定義している。

セクシュアル・ハラスメント

京都府男女共同参画推進条例では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることと定義している。

京都府男女共同参画推進条例

2004年(平成16年)4月1日施行。男女共同参画の推進に関し、6つの基本理念(①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調)を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定した条例。

京都ジョブパークマザーズジョブカフェ

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援するコーナー。

輝く女性応援京都会議

京都における女性の活躍の加速化に向け、2015年(平成27年)3月に発足した経済団体等と行政(京都府・京都市・京都労働局)とが連携した女性の活躍推進体制。

女性の船事業

地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成する研修事業(公募により参加者を決定)。1981年(昭和56年)から実施。

ストーカー(行為)

つきまとい等(特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること)を反復してすること。

京都市暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)

性暴力被害者に対して、総合的な支援を提供するため、行政、医療機関、警察弁護士会、民間団体等が連携して設置し、専門的な研修を受けた女性相談員が被害者に対応。

マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産などを理由とする解雇や不利益な取り扱いを受けること

SNS (Social Networking Service の略)

インターネット上で交流の場を提供するサービス。

児童憲章

1951年(昭和26年)5月5日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。

子どもの貧困率

平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合。

青少年すこやか育成プラン

2009年(平成21年)12月策定。より幅広い視点から、青少年のすこやかな育成を進めるため、「青少年の社会的自立支援プラン」及び「“青少年”元気な活動応援プラン」を統合、2011年(平成23年)12月、少年非行の状況の改善を目指し、非行問題に対する総合的な対策を進めるために改定した。

NPO

非営利団体（Non Profit Organization）のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年（平成10年）12月に施行されている。

京都府いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、京都府において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、2014年（平成26年）4月に策定された。

京都府子どもの貧困対策推進計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として、2015年（平成27年）3月に京都府が定めた計画。

団塊の世代

主に1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）生まれの方

介護保険施設

介護保険サービスで利用できる施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）

京都府高齢者健康福祉計画（京都府高齢者居住安定確保計画）

2015年（平成27年）3月、平成27年度から平成29年度が計画期間となる第7次計画を京都府高齢者居住安定確保計画と一体的に策定。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向けて、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定めている。

京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター

障害者・高齢者の虐待を防止し権利の擁護を図るため2012年（平成24年）6月に設置されたセンター。虐待事案の通報窓口となる市町村を専門職チームの派遣、電話相談等により支援。

京都府福祉のまちづくり条例

1995年（平成7年）10月施行。障害者や高齢者をはじめすべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、建築物や道路、公園等の整備とともに、府民一人ひとりが共に生き、支え合うことのできる地域社会づくりの実現を目的として制定した条例。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

2012年（平成24年）10月施行。障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害のある人を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

2015年（平成27年）4月施行。障害のある人もない人も、全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目的とし策定した条例。

合理的な配慮

障害のある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することがないように、府は合理的配慮をしなければならないものとし、事業者は合理的配慮をするように努めるものとしている。

障害者雇用率

民間企業等が障害者を雇用している割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障害者（身体障害者、知的障害者）を雇用する義務が課せられている。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障害者の雇用の割合。

（2015年（平成27年）現在）

民間企業	2. 0%（従業員50人以上の企業）
国、地方公共団体等	2. 3%
都道府県等の教育委員会	2. 2%

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標テーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

外国籍府民

京都府内に居住する外国籍の人々。京都府では、異なる文化や生活習慣、価値観を持つこうした人々が京都府において共に暮らす府民（外国籍府民）として、外国人であるがゆえに 不合理な差別を受けることがないように、さまざまな施策を推進している。

（公財）京都府国際センター

1996年（平成8年）、「京都府国際化プラン」に基づき、京都府の国際化を総合的に進める中核的な組織として設立。

ハンセン病

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。

エイズ

後天性免疫不全症候群（Acquired Immuno Deficiency Syndrome）のこと。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年（平成15年）11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

HIV

ヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

世界保健機関（WHO(World Health Organization)）

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関。

世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

京都府犯罪被害者サポートチーム

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶためのネットワークシステム。事務局に犯罪被害者専用電話を設置、犯罪被害者支援の知識も経験も豊富な犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、行政機関をはじめ、法律・医療等の民間機関と連携した総合的な支援を実施。

犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資すること目的とした地方自治体の条例。犯罪被害者等基本法に基づき、地方自治体及び住民等の責務を明らかにするとともに、総合的対応窓口の設置、見舞金の支給等経済的支援、住民等への理解促進に向けた広報啓発の実施など犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めている。

京都府犯罪被害者支援連絡協議会

警察と関係行政機関・団体等が相互に連携をはかることにより、社会全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めるとともに、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的として1998年（平成10年）7月に結成。68の関係機関・団体が参加。

（公社）京都犯罪被害者支援センター

電話相談や面接相談、その他の活動を通じて、犯罪や犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにそのご家族及び遺族（「以下被害者等」という。）が抱える悩みの解決や心のケア等を支援するとともに、社会全体が被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的として1998年（平成10年）5月に任意団体として設立された。2003年（平成15年）10月に犯罪被害者等早期支援団体として京都府公安委員会の指定を受け、2011年（平成23年）4月に公益社団法人となる。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス特措法）

2002年(平成14年)8月施行。ホームレスを定義するとともに、ホームレスの自立支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関して、国と地方公共団体の責務等を規定。なお、2012年(平成24年)6月、10年間の時限法であった法の期限がさらに5年間延長されている。

生活困窮者自立支援法

2015年(平成27年)4月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体を実施主体とし、生活困窮者から就労その他の自立に関する相談を受け、一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成して包括的・継続的支援を行う「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った生活困窮者に対して家賃相当を支給する「住居確保給付金」等を実施。

性の自己意識（性自認）

人間は、自分の性が何であるかを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを「性の自己意識」や「性自認」という。

国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機関（WHO(World Health Organization)）専門家委員会によって決められた疾病群分類。WHOは定期的に完全な一覧表の改定版を刊行している。書名は、“疾病、傷害及び死因国際統計分類提要”という。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類とおのおのの準分類から構成されている。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年(平成16年)7月施行。この法律により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件（①20歳以上であること。②現に婚姻をしていないこと。③現に未成年の子がいないこと。④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。）を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することが可能となっている。

婚外子（嫡出でない子）

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

識字

文字（書記言語）を読み書きし、理解できること。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ(ISP: Internet Services Provider)だけでなく、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども規制対象とされている。

青少年とその保護者等からの相談窓口

青少年のネットトラブル相談窓口「相談してねっと」。2015年(平成27年)4月設置。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、部座すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007年(平成19年)12月に策定。

京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画

京都雇用創出活力会議・ワーク・ライフ・バランス推進戦略本部において、2010年(平成22年)8月に第1次計画(平成22年度～平成24年度)を策定。計画期間の終了に伴い、2013年(平成25年)に第2次計画(平成25年度～平成27年度)を策定し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、オール京都で取り組む重点戦略と数値目標を定めている。

保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するに当たって、各年齢ごとの必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

幼稚園教育要領

幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

幼保連携型認定こども園を対象に、教育課程その他の教育及び体育の内容に関する事項を示した内閣府、文部科学省及び厚生労働省告示。

子ども・子育て支援新制度

2012年(平成24年)8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度(2014年(平成27年)4月施行)

学習指導要領

小・中・高等学校、盲・聾・養護学校を対象に教育課程、教科内容とその取扱い、基本的指導事項などを示した文部科学省告示。教科書編集の基準にもなる。

法やルールに関する教育

京都府において、道徳教育を根幹とする「心の教育」で醸成した「意識」を「行動」に移せる子どもの育成のために、「行動(ふるまい)の教育」の一環として推進している取組。身近なルールやきまりの意義や重要性について学び、様々な見方で物事を考え、話し合う中で、結論を出すという過程を体験させることを通して、子どもたちに、自分、身近な人々、集団、社会といった視点からそれぞれを守るためにルールやきまり、法があることを気付かせ、人や社会と共生できる行動へとつなげようとする。

シティズンシップ教育

社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるために行う、社会形成・社会参加に関する教育。

京都府総合教育センター

教職員の研修をはじめ子どもの生活や学習上の諸問題についての相談も実施する教育機関。

コンテンツ

一般的に、さまざまなメディア上で流通する、映画・テレビ・音楽・ゲーム・書籍など、「動画・静止画・音声・文字・プログラムなどの表現要素によって構成される情報の中身」とされる。

「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」においては、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作もしくは映像もしくはこれらを組み合わせたもの、またはこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」と定義されているが、その他にも、文脈に応じて様々な定義が存在する。

京都人権啓発行政連絡協議会

1976年(昭和51年)に部落地名総監事件を契機に企業内の人権啓発推進のため結成された「行政連絡協議会」を前身とする。1998年(平成10年)に京都府内を行政区域とする京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所・京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局・近畿運輸局・近畿地方整備局・京都府・京都市の9団体により設立。京都府内における人権擁護思想の普及・高揚に関する施策について、相互に連携・調整することにより、効果的な人権啓発活動を推進することを目的として活動を行っている。

企業内人権啓発推進員

企業内の人権啓発推進体制の確立及び啓発推進計画の策定・推進等を図るために、京都人権啓発行政連絡協議会が、従業員数30人以上の事業所等に設置勧奨している。

雇用・労働条件

勤労者がある能力と経験を生かしながら、健康で安心して働くことができるよう労働関係法令に規定された雇用・労働環境の整備に係る条件。

労働安全衛生

労働安全衛生とは、職場における災害や事故の減少及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

法律家、議会関係者等

本計画は行政機関としての京都府が人権教育・啓発を推進するための基本的指針として策定した計画であり、計画の基本となる考えはあらゆる人を対象に普及をさせていくことが重要であることから、裁判官、弁護士、司法書士等の法律家、また、議員等議会関係者に対しても立場を踏まえて可能な限り情報提供等協力に努める考えであることを明らかにしたもの。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラー（SC）は、「心の専門家」として各学校に配置された臨床心理士などの専門家で、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務にあたる。スクールソーシャルワーカー（SSW）は、児童生徒のいじめ、暴力行為、非行といった事象や不登校、児童虐待などの背景・原因を見極め、本人やその家庭に働きかけたり、医療機関、児童相談所、福祉事務所、警察などと連携して問題解決を図る専門家で、社会福祉士や精神保健福祉士などが就くことが多い。京都府では、小・中・高等学校に「まなび・生活アドバイザー」として配置している。

インフォームドコンセント（説明と同意）

医療従事者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得た上で治療すること。

理学療法士・作業療法士

身体や精神に障害のある人々を速やかに家庭・社会生活に復帰させるためのリハビリテーションを実施する国家資格者。理学療法士は基本的動作能力の回復を図るため、治療体操・電気刺激・マッサージ・温熱その他の療法を行う。作業療法士は応用的動作能力又は社会適応能力回復を図るため、手芸・工芸その他の作業療法を行う。

ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人々に伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Web サイトなども含む。

憲法週間

日本国憲法が施行された5月3日を記念日とする憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの1週間。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948年(昭和23年)、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間(12月4日～10日)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権啓発イメージソング

京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」のこと。2013年(平成25年)、世界人権宣言65周年を記念し、作詞家の鮎川めぐみさんと作曲家の千住明さんによって制作された。多くの方々に歌っていただく中で、身近なところから人権について考えるきっかけになるよう、この歌を活用し、人権啓発活動を展開している。

ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK(身体を動かす)+SHOP(自分で作ったものを公開する場)、つまり参加者が主体的に活動しながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けて問題解決のサポートをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っている。

公的団体

京都人権啓発推進会議の構成団体である京都市市長会、京都府町村会、京都府社会福祉協議会等をはじめ弁護士会や医師会等の団体をいう。

京都人権啓発推進会議

同和問題などあらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するため、京都府・京都市・府教育委員会・市教育委員会・府市長会・府町村会・府人権擁護委員連合会・京都商工会議所・府商工会連合会・府中小企業団体中央会・府農業協同組合中央会・府社会福祉協議会の12団体により1984年(昭和59年)に設立。

京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年(平成15年)11月1日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として制定した条例。

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）（案）に係る 前回懇話会（9月4日）資料からの主な変更箇所

※記載箇所の移動、語句修正、軽微な表現の変更は除く

第1章 はじめに

(主な変更箇所なし)

第2章 計画の基本的な考え方

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

「明日の京都」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

「人権という普遍的文化を構築すること」とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな地域社会を創っていくことであると考えています。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様に他の人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会であることが必要です。
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利であり、一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要です。

- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、だれもがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現のために、人と人がつながり支え合うことが必要です。

- (4) 本計画で用いる「人権教育・啓発」について (項目名の変更)

3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

第3章 人権問題の現状等と今後の取組の方向 (項目名の変更)

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化

している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン（誰もが使いやすい設計）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、人権教育を推進しています。今後も、一人ひとりを大切にされた教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別の視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取組を推進している各問題に加え、「さまざまな人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。京都府では、国に対して、法による対応も含め、実効性のある対策等を求めるとともに、啓発活動を充実し、お互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指します。

同和問題

【今後の取組の方向】

（人権尊重の視点から効果的な教育・啓発活動の推進）

同和問題の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、人権教育においては、基礎学力の定着や進学・就労等の希望進路の実現に向けて、一人ひとりを大切にされた教育を行うとともに差別意識や偏見を解消するため、人権尊重の視点から、効果的に、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

また、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援していきます。

子ども

【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらしています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待（保護者等による身体的・性的・心理的虐待、養育の拒否・放任）については、京都府の児童相談所への児童虐待相談件数が2014年度（平成25年度）は865件となっており、近年急増しています。

いじめ・体罰についても、依然として深刻な問題であり、情報化の進展に伴って、SNSでのいじめなど、新たな形態で被害者や加害者になる事態も生じています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

1951年（昭和26年）の「児童憲章」や1994年（平成6年）に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として子ども自身が権利の主体であるそのことは、十分に認識されていません。

そうした中で、子どもの貧困率が2013年（平成24年）時点で過去最高の16.3%となり、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

【今後の取組の方向】

（子どもへの児童虐待の防止）

子どもへの児童虐待の未然防止、被虐待児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進します。

子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの児童虐待の要因の一つであることから、PTA、自治会やNPOなど地域社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

（いじめ、体罰等への対策）

京都府いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの未然防止・早期発見・早期解消に引き続き取り組むとともに、体罰の根絶に向けた教職員への研修を行います。

いじめ・体罰や非行・不登校等について、個々の事象に対応できるよう相談・指導体制を充実させ、学校、家庭、地域社会が連携した取組の充実を図ります。

また、インターネットやSNSでのいじめについては、「ネットいじめ通報サイト」の開設、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールを引き続き行います。行うほか、~~インターネットを適切に利用できるよう、フィルタリングサービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起を行うとともに、インターネット~~

を利用する機会の多い青少年とその保護者等からの相談窓口を設置しているところであり、引き続き、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発等を推進します。

障害のある人

【現状と課題】

~~「ノーマライゼーション」(障害のある人との共生社会の実現)や「ユニバーサルデザイン」(誰もが使いやすい設計)、「バリアフリー」(障壁をなくす)の考え方は、日常生活に浸透してきていますが障害の有無にかかわらず、全ての国民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。~~

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」が改正され、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」などさまざまな法整備が行われています。

これら新たな法制度の状況等を踏まえ、京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を制定(2015年(平成27年)4月1日施行)し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止(府、事業者とも禁止)や社会的障壁の除去のための合理的な配慮(府は義務、事業者は努力義務)の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指しています。

障害のある人等に対する理解については、特に精神障害のある人や難病患者等は、障害の特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

京都府内企業の障害者雇用率については、2014年(平成26年)6月1日現在で1.95%と全国平均の1.82%を上回るものの、法定雇用率の2.0%を下回っており、今後も施策の一層の推進が必要となっています。

また、障害のある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)も発生(2013年度(平成25年度)の障害者福祉施設従事者等からの虐待4件、養護者からの虐待54件)していることから、引き続き虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

外国人

【現状と課題】

京都府の外国人登録者数は、2014年(平成26年)末で51,554人と府人口の約2%を占め、国籍別では、歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、フィリピン、アメリカなどの人々となり、また、中国、ベトナム、タイ、インドネシアなど、新たに渡日した外国籍府民が増加し、留学生数も増加傾向が続いています。

また、外国につながりを持つ国籍や文化、習慣などさまざまな背景のある子どもや保護者が増え、日本語教育や母語・母国文化教育の充実、外国語で受診可能な医療機関の整備など、共に暮らしていくための教育・生活支援がますます必要となっています。

京都府では(公財)京都府国際センターを中心に、災害時の支援体制構築に取り組むとともに、外国籍府民への生活情報提供や生活相談、日本語習得の支援等を行い、国際理解の促進や、外国籍府民と共に暮らす地域づくりの取組を推進しています。また、学校においては、「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定め、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に暮らしていこうとする資質や能力を育成するとともに、外国籍児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進しています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々は、言葉や生活習慣の違いから、日常生活上のさまざまな問題が指摘され、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などの問題もあります。従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりがねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

【今後の取組の方向】

(外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援)

(公財)京都府国際センターが中心となり、市町村、国際化協会やNPO団体と協働して、引き続き、外国籍府民等に関する災害時支援体制の構築などに取り組むとともに、外国籍府民等への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援などを行います。

また、外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援など、府民の国際理解の促進、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための取組を推進します。

学校においては、外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき、指導方法の提供や通訳の派遣など、学校現場への支援を行うとともに、日本語を母語としない児童生徒への教育の充実を図ります。

また、外国につながりを持つ子どもは困難を抱えている場合があることから、個々の状況を踏まえたきめ細かな対応の充実を図ります。

感染症・ハンセン病・感染症・難病患者等

(項目名の変更)

【現状と課題】

(ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立しました。

隔離を主体とした「らい予防法」は1996年(平成8年)に廃止されましたが、2003年(平成15年)においても、ハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、平成21年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

第4章 人権教育・啓発の推進

京都府においては、前章で掲げた同和問題などさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、府民それぞれが主体的な取組の中から、

- ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
- ② 自分を含めた人権の延長線上に他者の人権がある自分の人権を大切にすると同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに一人ひとりの人権について考えていくことができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができる

こととなるよう、さまざまな機会や場を通じ、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取組を進めます。

また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取り組みます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(2) 学校

【現状と課題】

学校（幼稚園を除く。以下この項において同じ。）においては、「学習指導要領」や「京都府教育振興プラン」等に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通じた人権教育を推進しています。また、府教育委員会では、児童生徒の発達の段階を踏まえて、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習が実施できるように、平成 17 年度から人権学習資料集や実践事例集を年次計画的に作成し、教材や資料の整備を行ってきました。

そのような中で、府民調査では、効果的な人権啓発手法に役立つもの、人権が尊重される社会づくりに向けて必要な施策の両面において、学校における人権教育がもっとも重要視されているという結果になっています。

また、社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっています。

これらのことを踏まえて、子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にされた教育を推進していくことが重要です。その際、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえその継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学校教育を巡る今日的状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。

また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組んだり、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、同和問題などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成するための教材の開発と共有が必要です。

私立小・中・高等学校及び専修・各種学校に対しても、人権教育の推進に資する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援するとともに、大学等についても、人権尊重の理念についての理解を更に深め、幅広い人権教育を一層促進することが必要です。

【取組の方向】

(学習内容・指導方法)

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備し、積極的に活用して、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

さらに、道徳教育や「法やルールに関する教育」、シティズンシップ教育、「いのちを考える教育」等と効果的に関連づけながら人権教育に取り組みます。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

(1) 教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重して子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期解消や体罰根絶に向けた取組や教職員研修を徹底することが必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多寡にかかわらず高い人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の成果と手法への評価を踏まえて、これを継承・発展させることが必要です。さらに、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを受けて、人権教育に取り組むことが必要です。

地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

また、社会状況の変化とともに人権問題が急速に多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係職員がそれらに適切に対応できるように、研修を深めることが必要です。

【取組の方向】

(教職員の資質向上)

各学校における教職員研修を日常的・系統的に推進するとともに、教職員の主体的な研修を促進します。そこで、子どもへの深い愛情や教育への使命感とともに、人権に関する知的理解を深め、人権尊重を志向する確かな人権感覚を磨き、自他の

人権を守ろうと行動する人権意識を高め、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けた実践的な指導力を向上させる校内研修を実施するための研修用ハンドブック・指導資料等の作成・配布や積極的な活用を推進し、ネットワークを構築していきます。いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図ります。

また、京都府総合教育センターにおける体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施し、特に初任期にある教職員に対する研修機会・内容の充実を図るとともに、教職員のライフステージに応じた研修を推進します。また、大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成します。さらに、大学等での教員養成段階からの人権教育の充実を支援します。

さらに、今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修や実地的な体験を通じて認識を深め視野を広げるような機会の充実を図っていきます。また、さまざまな人権問題の実態に適切に対応できるように、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家との協働や専門家による研修などを通じて、教職員の力量を高め、資質の向上を図ります。

私立幼稚園・小・中・高等学校、専修・各種学校、大学等の教職員についても、人権意識の高揚が図られるよう要請するとともに、私立学校教職員を対象とした人権研修や府立の大学教職員に対する人権研修を行います。

(6) 公務員

【取組の方向】

京都府職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。

各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。

活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、地域社会においても同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に取り組めます。

また、府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画の周知・徹底を図ります。

さらに、府内市町村の職員に対しても、地域におけるさまざまな人権問題の身近な指導者として活躍できるよう、指導者養成研修会等を実施するとともに、積極的に各種情報の提供を行い、市町村職員の人権意識の高揚を支援します。

(7) メディア関係者等

【現状と課題】

メディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者や発信者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道・情報発信等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

なお、国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第3フェーズ（2015年(平成27年)～2019年(平成33年)）において、ジャーナリストやメディア関係者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進保護における役割に光を当て、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調することとされています。

【取組の方向】

京都府では、府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等が行われるよう促します。

7 相談機関相互の連携・充実

「人権という普遍的文化」を構築するためには、府民が人権問題に直面した際に、市町村等との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、相談を通じて、実際に発生している状況を把握し、そうしたことも踏まえて人権教育・啓発を推進していくことが必要です。

京都府では、生活相談、法律相談、各種制度に関する相談など、さまざまな相談窓口を設け、府民からの相談に対応しています。人権に関する相談についても、各市町村の区域を越える問題などの発生時において、府民が適切なサービスを受けられる体制を整えるという観点から、府の人権にかかわるさまざまな相談機関等によるネットワークをさらに強化していきます。また、法務局等の国の機関、人権擁護委員や市町村職員も対象とし、相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会を実施することなどにより、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携して、より迅速・的確な対応を目指します。

また、人権問題が多様化・複雑化している中で、地域別の相談機関一覧を掲載したリーフレットをはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどのさまざまなメディアを活用し、京都府及び関係する専門相談機関の一層の周知を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、市町村等の公共団体のみならず、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠であり、それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。

京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議」や府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」、京都地方法務局を中心に京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、さまざまな人権教育・啓発活動を展開しています。

住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、市町村と連携した効果的な啓発活動を推進します。

NPO等による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に取り組むとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

カタカナ語に簡易説明を追記したもの

(ページ数は資料4のページ数)

[p 2] ノーマライゼーション (障害のある人との共生社会の実現)

[p 9] ユニバーサルデザイン (誰もが使いやすい設計)

[p12] プラットフォーム (活動の基盤)

[p25] メディアリテラシー (流通する情報を活用する能力)

[p25] フィルタリング (利用制限)

[p35] コンテンツ (創作物の中身)

[p38] インフォームドコンセント (説明と同意)

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）（中間案） ～ だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして ～

第1章 はじめに

人権教育・啓発に係るこれまでの取組状況

- 国際的な人権尊重の流れや国内の動向等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年(平成11年)3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定
- 2005年(平成17年)1月には、人権教育・啓発推進法(平成12年法律第147号)に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定。関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な取組を推進
- 同計画策定後は、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、2005年(平成17年)5月に設置した外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において評価を得ること等により、施策の点検と計画のフォローアップを実施
- こうした取組により、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進。特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等の「人権に特に関係する職業従事者」に対する研修等を計画的に実施
- 府内の全市町村においても計画や指針を策定し、人権教育・啓発を施策体系の中にしっかり位置づけるなど、内容、対象、実施主体の各面で広がり

第2章 計画の基本的な考え方

計画改定の趣旨

- 府政運営の指針「明日の京都」において、めざす社会の姿の実現に向けた基本方向として人権尊重を掲げ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けた様々な取組を推進
- 「人権教育のための国連10年京都府行動計画」並びに「新京都府人権教育・啓発推進計画」により、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 府民調査結果からは人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえる一方で、依然として、同和地区出身者や外国人等に対する偏見や差別、配偶者等からの暴力、子どもや高齢者、障害のある人等への虐待などの問題が存在
- 少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化
- こうした状況や、これまでの成果や課題を踏まえ、京都府として人権教育・啓発に関する施策を引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定

計画の目標

- 「明日の京都」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向けて、あらゆる人々があらゆる機会に人権教育・啓発に参加することを通して、一人ひとりが人権について、学び、考え、実践していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

【計画の目標実現に向けた基本的な考え方】【新規】

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
 - ・ 社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様に他の人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会であることが必要
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
 - ・ 人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利であり、一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、支え合うこと
 - ・ だれもがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現のために、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、支え合うことが必要

計画の性格

- 人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもの

計画期間

- 2016年(平成28年)1月から2026年(平成38年)3月まで (必要に応じて見直し)

人権教育・啓発について

- 人権教育・啓発：人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組
- 人権教育：人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動
- 人権啓発：府民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）

人権教育・啓発の推進に関する基本方針

- 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
 - ・ だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進
 - ・ 社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進
- 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
 - ・ 一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、ともに支え合いながら、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進
 - ・ 今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなけれ

ば、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進

○ **生涯学習としての人権教育・啓発**

- ・ 人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えること
- ・ 府民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用等により、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進

○ **自分のこととして考える人権教育・啓発**

- ・ 人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深め、地域・職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進
- ・ 例えば、これまで日常生活の中で育まれてきた伝統や文化等については、様々な生活の知恵などとして伝えていきたいものも多く存在。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要

第3章 人権問題の現状等と今後の取組みの方向

- 人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものであるが、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があり、具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題が存在
- 人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他者の人権を守るという意識や社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点から、自らの課題として主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすること
- 社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して総合的に取り組む。
- 誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザインの考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る。
- 学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、関係機関と連携を図って人権教育を推進
- 近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が取り上げられ、外国人のみならず、その他の集団に向けられることもある。インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題。国に対して、法による対応も含め、実効ある対策等を求めるとともに、啓発活動を充実し、互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指す。

同和問題

【現状と課題】

- 同和地区出身者に対する差別や偏見について、結婚に関わる問題や住宅購入の際に同和地区への忌避意識が依然として存在していることがうかがえ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件、土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書込み等で顕在化
- 特別対策事業の推進等により様々な場面で存在していた同和地区内外の格差は大きく改善。終了後は事業により得られた成果が失われないよう留意するとともに、現行制度を的確に運用して、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を推進

【今後の取組の方向】

- 差別意識や偏見を解消するため、人権尊重の視点から、効果的な啓発活動を推進するとともに、隣保館や公民館等を活用し住民相互の交流を通じた地域づくりを推進
- 地域改善対策協議会の意見具申(1996年(平成8年))の基本認識のもと、引き続き現行制度を的確に運用するとともに、福祉の向上や人権教育・啓発の住民拠点となる隣保館の幅広い活用により、課題解決に向けた取組を推進

女性

【現状と課題】

- 性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、依然として課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況
- 配偶者等からの暴力、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント等、性に起因する暴力などの問題が存在

【今後の取組の方向】

- 京都府男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むとともに、女性の人権が尊重される社会の実現に向け、職場や地域で女性の活躍できるための環境整備などの施策を推進
- 女性に対する人権侵害やあらゆる暴力の根絶に向けて、関係機関との連携をより一層強化し、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない被害者支援等を推進。特に、性被害者に対しては、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」を通じて行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復に向けて被害直後から総合的な支援を提供
- 加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどの取組を推進
- ハラスメント対策としては、府内企業の経営者や管理職等への研修を行うなど、人権教育・啓発を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を実施

子ども

【現状と課題】

- 子どもの貧困率が高くなっており、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況
- 重大な人権侵害である児童虐待は相談件数が近年増加
- いじめ・体罰等は依然として深刻な問題。情報化の進展に伴いSNSでのいじめ等も発生

- インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなどの犯罪も増加しており、子どもの人権を取り巻く環境は厳しい状況
- 子ども自身が権利の主体であるとの社会の認識は不十分
- 子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備

【今後の取組の方向】

- 子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進するとともに、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援
- 子どもの虐待の未然防止・被虐待の子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮すための取組を推進
- いじめの未然防止・早期発見・早期解消に取り組むとともに、非行・不登校等について、個々の事象に対応できる相談指導體制の充実、学校・家庭・地域社会が連携した取組を推進
- インターネットやSNSでのいじめについては、「ネットいじめ通報サイト」の開設、不適切な書き込みなどの検索・監視を行うネットパトロールの実施、SNS利用に関する注意喚起と相談窓口の設置
- 児童ポルノの根絶などのため個々のケースに応じた支援の実施
- 京都府子どもの貧困対策推進計画に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた取組を推進

高齢者

【現状と課題】

- 高齢化が一層進展し、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加する中、高齢者が年齢にかかわらず社会参加でき、いきいきと暮らしていける社会に向けた取組が必要
- 介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体的拘束等により、人権が侵害されるといった問題も発生
- 年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生

【今後の取組の方向】

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕に基づき、医療・介護・介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進
- 虐待を受けた高齢者の保護、判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するとともに、家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず「社会の支え手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保などの社会参加を支援
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者等が暮らしやすいまちづくりを推進

障害のある人

【現状と課題】

- 障害の有無にかかわらず、全ての府民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが必要
- 依然として誤解や偏見による差別的言動や、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象が発生しており、精神障害や難病等をはじめ、障害や障害のある人に対する正し

い知識の普及・啓発などの取組が必要

- 障害者基本法、障害者差別解消法において、障害のある人に対する合理的配慮の概念が規定。府においても条例を制定し、共生社会の実現に向けて、社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの振興等の取組を推進
- 京都府の障害者雇用率は、全国平均を上回るものの、法定雇用率を下回っている状況
- 虐待を受けた障害のある人の支援及び養護者に対する支援

【今後の取組の方向】

- 障害のある人がライフステージのすべての段階で、社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動できる社会を実現するため、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府障害者基本計画」に基づいた取組の推進
- 虐待を受けた障害のある人の保護・自立支援や、養護者・家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進
- 障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくりの推進等、働く意欲のある障害のある人の雇用・就労の促進、障害のある子どもたちへの就学支援、就職支援の推進
- 京都府福祉のまちづくり条例に基づき、障害のある人等が暮らしやすいまちづくりを推進

外国人

【現状と課題】

- 新たに日本で生活する外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから日常生活での問題や、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などの問題が存在
- 従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金、住居、就労、結婚などの問題が存在
- 特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が存在

【今後の取組の方向】

- 異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを推進
- 多文化共生社会の実現に向け様々な機会を通じた府民啓発の取組を推進する中で、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍府民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や市町村等と連携した効果的な啓発を推進
- 京都府外国籍府民共生施策懇談会等への参加等、地域づくりに係る取組への外国籍府民等の参画等を促進
- (公財) 京都府国際センターを中心に関係機関と連携し、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための災害時支援体制の構築や生活支援、就学支援などの取組を推進

ハンセン病、感染症、難病患者等

【現状と課題】

- ハンセン病は早期発見と早期治療により完治する病気であるが、過去に行われた国の隔離政策等もあり、患者や元患者に対する根深い偏見や差別が存在
- 新規エイズ患者・HIV感染者については、男女を問わず20代・30代で感染が拡大
- 難病は、種類も多くさまざまな特性と個人差があるため、患者とわからないことがあることから、無理解による誤解や偏見が存在

【今後の取組の方向】

- ハンセン病、エイズ、難病等に対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくすための啓発活動等の取組の推進

犯罪被害者等

【現状と課題】

- 犯罪被害者等には、事件による直接的な被害だけでなく、心身の不調、司法手続等における精神的・時間的負担、プライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害の問題が存在
- 犯罪被害者等支援条例が府内全市町村で施行。更なる支援制度の周知、充実が必要
- 性暴力被害者は、心身への影響が甚大であり、日常生活を送ることが困難になることも少なくなく、また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向

【今後の取組の方向】

- 犯罪等発生直後の病院への付き添いや一時避難場所等の確保、カウンセリング等による精神的被害の軽減等の初期的被害者支援の充実
- 犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実と総合的支援の実施
- 犯罪被害者等への各種支援制度の周知、犯罪被害者等の置かれている状況への府民理解の促進
- 性被害者の心身の負担軽減と早期回復を図るため、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」において被害直後から総合的な支援を提供

<さまざまな人権問題>

ホームレス

- ホームレスの自立の支援等に関する法律に基づく自立支援等の総合的な推進

性同一性障害、性的指向

- 性同一性障害や性的指向への理解と認識を広げるための教育・啓発を推進

刑を終えて出所した人

- 刑を終えて出所した人が社会復帰できるよう、啓発等を推進

アイヌの人々、婚外子、識字問題

- アイヌの人々、婚外子、識字問題に対する啓発等を推進

北朝鮮当局による拉致問題等 **【新規】**

- 北朝鮮当局による拉致問題への府民の関心と認識を深めるための啓発等を推進

<社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題>

インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

- インターネット上には、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめなど、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人

権に関わる様々な問題が存在

- 外部から閲覧できないSNS等の利用も進んでおり、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進する必要

【今後の取組の方向】

- 情報モラルとメディアリテラシーの向上、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識が広がるよう、年齢等に応じた教育・啓発を推進
- インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者を対象に設置したネットトラブル相談について、市町村や警察等関係機関とより連携を強める中で、相談機能を充実
- 人権を侵害する悪質な情報発信に対して、法務局や他都府県等と連携して当該情報等の削除要請など個別に対応

個人情報保護

【現状と課題】

- 情報化の進展により、個人情報が独自の価値を持つものとして、大量に収集、商品化されるなど、安心して社会生活を営む上で大きな障害となる個人情報の流出や漏洩事件が発生
- 個人情報を取り扱う事業者には、個人情報保護法により、利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などが義務付け

【今後の取組の方向】

- 京都府個人情報保護条例の適正な運用による個人の権利利益の保護
- 個人のプライバシーを守ることの重要性、情報の収集・発信における責任やモラルについての教育・啓発の推進
- 身元調査に関わる問題点についての啓発の推進と「事前登録型本人通知制度」の普及に向けた市町村の支援

安心して働ける職場環境の推進 **【新規】**

【現状と課題】

- 「京都 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）行動計画」に基づき、オール京都で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を推進
- 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントの顕在化の他、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業が社会問題化

【今後の取組の方向】

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向け、働き方の見直しや仕事と育児・介護との両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を推進
- 職場でのハラスメント防止のため、企業の経営者や管理職等に対する研修やセミナーによる意識啓発とともに、職場環境の改善に向けた取組を支援
- 長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業が社会問題化。労働局と連携してコンプライアンスの徹底を図るなど、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けた取組を推進
- 労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、各段階に応じた労働教育の充実を図るとともに、労働関係法を分かりやすく解説するなどの周知・啓発を強化

自殺対策の推進 **【新規】**

【現状と課題】

- 自殺は、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的要因が複雑に関係。
- 京都府自殺対策に関する条例にもとづき、市町村、関係団体、府民等オール京都体制で自殺対策を推進

【今後の取組の方向】

- 悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、共に生き、共に支え合う社会を実現するため総合的かつ計画的に自殺対策を推進
- ゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の確保・養成
- 府民の理解促進、自殺予防の取組を推進するとともに、相談・支援体制の充実
- 自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を推進

※ 今後、社会状況の変化や科学技術の発展に伴い様々な人権問題が顕在化することも想定され、常にその状況に留意しながら、この計画を通じて取組を推進

第4章 人権教育・啓発の推進

- 第3章で掲げた人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、府民それぞれが主体的な取組の中から、
 - ・ 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
 - ・ 自分の人権を大切にすると同じように他者の人権も尊重するという認識のもとに一人ひとりの人権について考えていくことができる
 - ・ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができることとなるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発を推進
- 法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、創意工夫をこらして地域の実情に即した取組を推進
- 人権に関する法律・制度等についての啓発等の推進
- 人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点から捉えることなどにより、人権教育・啓発を推進
- 人権教育・啓発は、人の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、内容や実施方法が人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう取組を推進

<あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進>

保育所・幼稚園・認定こども園

【現状と課題】

- 保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大事な場
- 家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわり

- の中で人権を大切にすることをはぐくむなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要
- 新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要

【取組の方向】

- 乳幼児が人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進
- すべての職員が高い人権意識を持ち実践することができるよう、人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上のための研修の充実

学 校

【現状と課題】

- 児童生徒の発達段階に応じながら、あらゆる教育活動を通じた人権教育を実施
- 一人ひとりを大切にした教育を推進するために、同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえた人権教育を推進
- 教職員の大量退職・大量採用のもとで、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めるようにするための教材の整備
- 児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、解決に向けて実践する技能や態度を育成する教材の開発と共有が必要
- 子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見からの支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要

【取組の方向】

- 人権教育資料等を積極的に活用し、学習内容・方法の一層の工夫・改善、時代の変化に対応した教材作成。また、「法やルールに関する教育」等と効果的に関連させ、人権教育を推進
- 学校における人権教育の研究実践を深め、成果を府内の各学校に波及させたり、優れた実践を学校間で共有し、人権教育の一層の充実
- 就修学の保障と希望進路の実現を図るとともに、教職員が心理・福祉の専門家・有資格者、関係機関等と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応
- 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進
- 児童生徒自らが主体的に活動する機会の充実と、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるための多様な体験活動の機会の充実

地域社会

【現状と課題】

- 地域社会は、地域の人々が互いに思いやり、共に助け合いながらつながりを持つ場であり、様々な人々との交流を通じて、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場
- 自分と同じように他人も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権意識をしっかりと身に付けていくことが大切
- 地域の実情に応じた学習機会の提供、社会教育関係職員等の資質の向上、充実した人権学習を進めるための学習教材が必要

【取組の方向】

- 市町村の公民館、隣保館等を拠点とした人権に関する多様な学習機会の提供の支援
- 社会教育関係指導者の資質向上を図る研修の充実
- 視聴覚ライブラリーの充実や参加型学習を取り入れた学習資料の作成
- 学校教育との連携のもとに、ボランティア活動など多様な体験活動の機会の充実

家 庭

【現状と課題】

- 家庭は子どもが豊かな情操や思いやりなど、人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な場
- 子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティックバイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など家庭の問題の複雑・多様化、家庭をとりまく環境の変化を踏まえた取組を推進することが必要
- 親子ともに日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりを図る取組等により家庭教育を支援することが必要

【取組の方向】

- 家庭教育の担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供、子育てや家庭教育について相談体制の充実
- 家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐため、家庭支援総合センターや児童相談所等の専門性を生かし、学校や市町村等との連携を強め、相談活動機能を充実
- これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭の教育を支援する機能を強化
- 子育てに不安や悩みを抱えながらも、身近に相談する相手がいない等の理由で孤立している保護者等が身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを推進

企業・職場

【現状と課題】

- 企業・職場は、その企業活動等を通じて府民生活に深く関わっており、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在
- 人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員等に対する研修や公正な採用の推進を図るための啓発を実施
- 人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要
- 採用面接時に不適切な質問を行う事例の発生等があり、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を推進していくことが必要

【取組の方向】

- 人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援を推進
- 雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等の実施を促進するとともに、公正な採用選考等の啓発を推進
- 採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質向上に向け、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援を実施

<人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進>

- 人権に特に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進
- 法律家、議会関係者等に対しても、人権教育・啓発に関する情報を提供

教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

- 幼稚園や学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重するとともに子どもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を担う存在。教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠
- 地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要

【取組の方向】

- 教職員：各学校・園における研修とともに、教職員の主体的な研修を推進、京都府総合教育センターにおける研修の充実と推進
- 研修用ハンドブックや指導資料等の作成及び積極的な活用の推進
- 今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育推進のための研修と、人権問題の実態に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の専門家との協働、専門家による研修を通じた教職員の資質向上のための取組を推進
- 私立学校や大学等の教職員：人権意識の高揚を図る取組の要請、人権研修の実施
- 社会教育関係職員：地域社会における人権教育に関する認識の深化と、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の充実

医療関係者

【現状と課題】

- インフォームドコンセントの徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要
- 医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識の下、患者本位の医療を提供することが必要

【取組の方向】

- 患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるよう、医療関係者及び医療従事者を養成する学校や養成所、医師会等の医療関係団体における人権教育・啓発の充実について指導・要請等を実施
- 京都府の医療相談窓口である京都府医療安全支援センターにおける患者や家族の人権に配慮した対応の指導等の実施

保健福祉関係者

【現状と課題】

- 住民にとって身近な相談相手である保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研修の実施。また、保健福祉関係者を育成する学校等において、人権尊重に関する意識を高めるための教育を実施

- プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が必要

【取組の方向】

- 施設等での虐待事案も踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実に支援
- 保健福祉関係者を育成する学校や養成所及び研修機関に対する人権教育・研修の充実に指導・要請

消防職員

【現状と課題】

- 地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮することが必要
- 人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要

【取組の方向】

- 府立消防学校の課程での人権に関する正しい知識を修得
- 各消防本部において継続的に人権研修が実施されるよう要請

警察職員

【現状と課題】

- 個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務を有しており、全ての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身につけることが重要

【取組の方向】

- 職場や警察学校における各種教養などの機会を通じて、人権意識をより一層高めるための教育を充実
- 適切な市民応接を始めとした、被疑者、被留置者、被害者等の人権への配慮に重点をおいた教育訓練の充実

公務員

【現状と課題】

- 社会・経済情勢の急速な変化の中で顕在化・複雑化している人権に関する様々な課題を的確に捉え、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図る。

【取組の方向】

- 府職員：職務内容に応じた人権研修の一層の推進。各種の研修教材の整備等による職場研修や自己啓発の支援
- 府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画を周知・徹底
- 市町村職員：指導者養成研修会等の実施により、積極的に各種情報の提供を行い市町村職員の人権意識の向上を支援

メディア関係者等

【現状と課題】

- メディアは府民生活と密接にかかわり、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持つ存在であり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては人権に常に配慮が必要

【取組の方向】

- 府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等を促す。

＜指導者の養成＞

- 府民の身近で人権教育・啓発を推進していく指導者について、その養成にあたって研修を創意工夫するとともに、継続的な情報提供等によりその活動を支援

＜人権教育・啓発資料等の整備＞

- 専門的な研究や、実践的な学習活動の成果を踏まえ、対象者の発達の段階や習熟度を踏まえた効果的な学習教材・啓発資料等を開発

＜効果的な手法による人権教育・啓発の実施＞

- 幼児から高齢者まで、対象者に合わせ、生涯学習の視点に立って継続的に実施
- 人権教育は、発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育と社会教育が連携を図りながら推進
- 人権啓発は、人権強調月間（8月）、人権週間（12月）等で社会的気運の醸成を図るとともに、身近なテーマや、様々なメディアの活用、コンクールなど主体的に参加できる手法などにより、親しみの持てる内容となるよう工夫して実施

＜調査・研究成果の活用＞

- （公財）世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及に努めるとともに、人権尊重の理念を実践していくための方法論の研究が推進されるよう要請

＜相談機関相互の連携・充実＞【新規】

- 府民が人権問題に直面した際に、身近に相談でき、迅速・的確な対応から救済につながるよう、様々な相談機関等によるネットワークを強化
- 相談機関相互の連携強化や情報交換、相談機能の向上等を目的とした研修等の充実
- 相談等により把握した人権問題の実際の状況を踏まえた人権教育・啓発を推進
- 様々なメディアを活用した相談機関等の一層の周知

第5章 計画の推進

京都府における推進体制

- 全庁的な組織である「京都府人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的に計画を推進

国、市町村、民間団体等との連携・協働

- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係を構築し、さまざまな機会を通じて、連携・協力して人権教育・啓発を展開
- 市町村の人権教育・啓発に関する施策が、この計画の趣旨に沿って取り組まれるよう支援
- NPO等による自発的な社会貢献活動を行いやすい環境を整備し、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進

計画に基づく施策の点検・評価

- 府民意識の把握に努めるとともに、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定し、施策の実施状況について、外部有識者により構成する京都府人権教育・啓発施策推進懇話会において評価を得ること等により、施策の点検、計画のフォローアップを実施

〔目標〕 人権という普遍的文化の構築

目標の実現に向けた基本的な考え方

- 一人ひとりが(の)
- 生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
 - 能力を発揮し、幸福を追求できること
 - 個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、支え合うこと



総合的かつ計画的な人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発とは、「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」

人権教育・啓発推進の基本方針

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ③ 生涯学習としての人権教育・啓発
- ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

施策

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等

指導者の養成

人権教育・啓発資料等の整備

効果的な手法による実施

調査・研究成果の活用

相談機関相互の連携・充実

推進体制

- 全庁的な推進本部を設置し、関係部局の連携により総合的に計画を推進
- 国、市町村等の公共団体、NPO等の民間団体との協働関係の構築
- 市町村における人権教育・啓発に関する施策を支援
- 行政と、企業、NPO等多様な主体の協働により計画を推進
- 毎年度、実施方針を定め、施策の実施状況を評価し、以後の施策に反映

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会による評価、施策の点検